



分科会 14 セルフメディケーションへの貢献 —新制度施行1年を経過して—

W-14-01 改正薬事法施行1年を経過して

やまもと ふみ
山本 史

厚生労働省医薬食品局総務課 薬事企画官

平成21年6月に一般用医薬品の新たな販売制度が施行されてから、1年を経過した。この新たな販売制度は、国民の健康意識の高まりや医療分業の進展など医薬品を取り巻く環境の変化、店舗における薬剤師等の不在など制度と実態の乖離、薬学教育6年生の導入に伴う薬剤師の役割の変化、等を背景に、これまでの医薬品販売制度全般についてあり方を見直したものである。制度検討当時、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会では、医薬品販売制度の課題として「専門家による実効性のある情報提供の仕組みを構築するとともに、例えば、国民の新たなニーズに応えられるような、「よりよく効く薬」の導入も見据えて、一般用医薬品を安心して購入、使用できるようにするため、副作用情報の適切な提供等の環境整備を行っていく必要がある。」等があげられ、改正の理念は「国民の健康意識の高まりを始め、一般用医薬品を取り巻く環境の変化を踏まえ、セルフメディケーションを支援する観点から、安全性の確保を前提とし、利便性にも配慮しつつ、国民による医薬品の適切な選択、適正な使用に資するよう、薬局、薬店等において、専門家による相談応需及びリスクの程度に応じた情報提供等が行われる体制を整備する。」(平成17年12月15日「厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会報告書」とされた。消費者の方々に、安心して一般用医薬品を購入し使っただけのようにするために、薬剤師が職場でくすりと消費者をつなぐ立場として活躍し、一般用医薬品を扱う薬局・店舗が、頼りになる情報発信の拠点として定着・機能していくことが期待されている。そのような理念や期待が込められた新たな販売制度の実施状況はいかがであろうか。